

①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

大学名	茨城キリスト教大学
学部・学科等名	文学部児童教育学科
特別支援教育領域	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

ページ	科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
2	特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	特別支援教育原論	

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
規 覚 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—		
聴 覚 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—		
知 的 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	知的障害と教育 I 知的障害と教育 II	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	知的障害と教育 II	
肢 体 不 自 由	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	肢体不自由と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	肢体不自由と教育	
病 弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	病弱と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	病弱と教育	

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
発 達 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	発達障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	発達障害と教育	
重 複 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	重度重複障害と教育	
視 覚 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	感覚障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	感覚障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	感覚障害と教育	
聴 覚 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	感覚障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—	感覚障害と教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—	感覚障害と教育	
知 的 障 害	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—		
肢 体 不 自 由	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—		
病 弱	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —教育課程—		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 —指導法—		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある幼児、児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の変遷がどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)特別支援教育の理念

一般目標：特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標：1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。

2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2)特別支援教育の歴史

一般目標：障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標：1) 障害のある幼児、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。

2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3)特別支援教育の思想

一般目標：特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標：1) 障害のある幼児、児童又は生徒に関わる教育の思想を理解している。

2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標：現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいづれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1)特別支援教育に関する社会的事項

一般目標：社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標：1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。

2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2)特別支援教育に関する制度的事項

一般目標：特別支援学校的公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標：1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。

2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校的教科、重複障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3)特別支援教育に関する経営的事項

一般目標：特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標：1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。

2) 幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営の基礎的な考え方を理解している。

3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

<第1欄科目>

特別支援教育の基礎理論に関する科目	到達目標／授業回	理念・歴史・思想			社会的・制度的・経営的			
		項目	(1)	(2)	(3)	(1-1)	(1-2)	(1-3)
特別支援教育原論 (p.1)	1	○	○					
	2		○	○				
	3	○		○				
	4					○		
	5					○		
	6					○		
	7					○		
	8					○		
	9					○		
	10					○		
	11							
	12							
	13	○						
	14	○						
	15					○		

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状アカリキュラム対応表

【知的障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を理解とともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)知的障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 知的障害の要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解とともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標： 1) 知的発達の遅れ及び適応行動の困難さの要因となる病理面や併存症・合併症と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。

2) 観察や検査を通して知的障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や適応行動の困難さ及び認知の特性を把握することを理解している。

3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(知的障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解とともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(知的障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、特別支援学校(知的障害)の教育実践並びに各学部や各段階のつながりを踏まえた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標： 1) 特別支援学校学習指導要領において示されている、育成すべき資質・能力で整理された知的障害の教科の目標及び主な内容並びに全体構造を、各学部や各段階のつながりの観点から理解している。

2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。

3) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別指導計画を作成することを理解している。

4) 児童又は生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性を踏まえ、各教科等の目標を達成させるために、各教科等別の指導のほか、多様な指導の形態があることを理解した上で、効果的な指導の形態を選択し組み立てるこの意義について理解している。

5) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手順の違いを理解している。

6) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、日常生活や社会生活に繋ぎ付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、具体的な指導内容で指導することについて理解している。

2) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、学習活動への意欲を育てるために、学習に見通しをもてるよう環境を整え、一人一人が集団活動における役割を遂行して充実感や達成感を得られるような工夫を行うことを理解している。

3) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要なICT及び興味や関心に着目した教材・教具の活用について理解している。

4) 知的障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

<第2欄科目>

知的障害者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	到達目標 ／授業回	心理、生 理、病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
(P.9)	知的障害の心理・生理・病理	2	1				
			2	O			
			3	O			
			4	O			
			5	O			
			6	O			
			7	O			
			8	O			
			9	O			
			10	O			
			11	O			
			12	O			
			13	O			
			14	O			
			15				
(p.15)	授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	2	1				
			2				
			3				
			4				
			5				
			6				
			7	O			
			8		O		
			9		O		
			10		O		
			11		O		
			12		O		
			13		O		
			14		O		
			15				
(p.17)	知的障害と教育II	2	1				
			2		O		
			3		O		
			4		O		
			5		O		
			6		O		
			7	O	O	O	
			8				
			9				
			10				
			11				
			12				
			13		O		
			14		O		
			15				

*一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状カリキュラム対応表

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 肢体不自由の起因疾患(筋原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 肢体自由の起因疾患(筋原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の時間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要となる体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を確に図ることについて理解している。
2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

<第2欄科目>

肢體不自由者に関する教育の領域	項目		心理、生理、病理	教育課程	指導法		
	授業科目名	単位数					
		到達目標 ／授業回					
肢體不自由の心理・生理・病理 (p.11)	肢體不自由と教育 (p.19)	2	1				
			2	○			
			3	○			
			4	○			
			5	○			
			6	○			
			7	○			
			8	○			
			9	○			
			10	○			
			11	○			
			12	○			
			13	○			
			14	○			
			15				
		2	1				
			2				
			3				
			4				
			5	○			
			6		○		
			7	○			
			8				
			9		○		
			10		○		
			11				
			12				
			13				
			14		○		
			15		○		

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状アカリキュラム対応表

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 病弱(身体虚弱者を含む)の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理解面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱者を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 病弱(身体虚弱者を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理解面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標： 1) 病弱(身体虚弱者を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理解面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。

- 2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とかリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とかリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標： 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。

- 2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
- 3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。

- 4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法

全体目標： 病弱(身体虚弱者を含む)の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。

- 2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。

- 3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。

- 4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

<第2欄科目>

病弱者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理			
		(1)	(1)	(2)	(1)
病弱の心理・生理・病理	到達目標 授業回	1			
		2	○		
		3	○		
		4	○		
		5	○		
		6	○		
		7	○		
		8	○		
		9	○		
		10	○		
		11	○		
		12			
		13	○		
		14	○		
		15			
病弱と教育	授業科目名 (シラバスのページ番号)、単位数及び授業回	1			
		2	○		
		3		○	
		4		○	○
		5			
		6		○	○
		7			○
		8			
		9			
		10			
		11			
		12			
		13			
		14			○
		15			

※一般目標ごとに、目標を拔う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状カリキュラム対応表

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校的センター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標： 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
 3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く、＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようになりますため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るために、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けています。

<第3欄科目>

発達障害者に関する教育の領域 到達目標／授業回	項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
		(1)	(1)	(2)	(1)
発達障害と教育 (p.30)	1	○			
	2	○			
	3	○			
	4		○	○	○
	5	○			
	6		○	○	○
	7	○			
	8		○	○	○
	9				
	10				
	11				
	12	○			○
	13				
	14	○		○	
	15				

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状カリキュラム対応表

<第3欄科目>

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

重複障害者に関する教育の領域	項目 到達目標／授業回	心理 生理 病理	教育課程		指導法	
			(1)			
			1)	2)		
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回 (p.28)	1					
	2	○				
	3		○			
	4	○				
	5	○				
	6	○				
	7	○				
	8	○				
	9		○	○		
	10		○		○	
	11		○		○	
	12		○		○	
	13				○	
	14	○			○	
	15				○	

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状アカリキュラム対応表

<第3欄科目>

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

(1) 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標： 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手順の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標： 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要な的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

視覚障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理		教育課程		指導法	
		授業科目名	単位数	到達目標 ／授業回	(1)	(1)	(2)
感覚障害と教育	2	1					
		2					
		3					
		4					
		5					
		6		○			
		7		○	○		
		8			○	○	
		9					
		10					
		11					
		12			○	○	
		13					
		14		○			
		15					
(p.34)							

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状カリキュラム対応表

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標：聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標：聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標：1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標：特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標：特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標：1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標：幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標：1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定による手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標：聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の記述事項と授業設計

一般目標：聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における記述事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標：1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要となる聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要となる言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

<第3欄科目>

聴覚障害者に関する教育の領域	項目		心理、生理、病理	教育課程		指導法
	授業科目名	単位数		到達目標／授業回	(1)	
感覚障害と教育 (p.34)	2	1				
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
		8				
		9	○			
		10		○	○	
		11			○	○
		12				
		13			○	○
		14	○			
		15				

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。